

第1回消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム検討会

議事概要

1. 日時：令和元年12月16日(月)13時30分～15時30分
2. 場所：日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D会議室
東京都千代田区内幸町2丁目2-3日比谷国際ビル8階
3. 出席者（敬称略）
別紙のとおり
4. 次第
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 委員等紹介
 - (4) 開催要項
 - (5) 議事
 - ア 「消防防災ヘリコプターの現状」について
 - イ 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」について
 - ウ 「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」について
 - エ 「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件及び訓練審査プログラム」について
 - (6) その他
 - (7) 閉会
5. 議事
 - (1) 「消防防災ヘリコプターの現状」について
消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 中道より資料2に基づき説明。
特に意見はなかった。
 - (2) 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」について
消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 中道より資料3に基づき説明。
特に意見はなかった。
 - (3) 「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」について
航空局運航安全課乗員政策室 釣様（梅澤アドバイザー代理）より資料4に基づき説明。
本検討会において検討を行う消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラムに関連し、参考となり得る「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」（平成29年策定）について理解を深めた。主な質疑応答は以下の通り。
 - ・ 「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」作成にあたっての背景を伺いたい。
 - ドクターヘリ操縦士には業界標準として2000時間の飛行時間が求められていた一方で、農薬散布等の業務が減少し飛行時間の確保が難しくなる中、乗務要件の見直しが行われた。
 - ・ 「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」は、航空法81条の2の適用を受ける操縦士に対し必要な内容となっているのか。
 - ドクターヘリのように航空運送事業として運航規程を定めて運航している運航者については、当該乗務要件及び訓練プログラムを踏まえて運航規程を審査される。一方で消防防災ヘリは自家用運航になるため、直接当該乗務要件及び訓練プログラムの制限を受ける形にはなっていない。

- ・ 緩和した時間数の根拠は何か。
 - 業界標準として総飛行時間 2000 時間となっていたものに対し、欧州の乗務要件も参考にしつつ機長時間 1000 時間を提案した。また乗務要件と同時に訓練プログラムを策定し、これらを組み合わせることで安全性を担保するという考え方で「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」において検討が行われた。

(4) 「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件及び訓練審査プログラム」について

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 中道より資料 5 に基づき説明。

「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件及び訓練審査プログラム」の方向性について質疑応答・議論を行った。主な意見は以下の通り。

ア <財政支援について>

- ・ 資料 5-1、「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会」において提言された「必要資格の取得等に係る養成経費の財政支援」に関して、現在の取組状況について伺いたい。
- 現在、地方財政措置を要求中。型式に係る資格取得に関する費用は今年度からすでに措置されている。一方で民間事業者に運航を委託する場合、民間事業者の中での養成経費は現在含まれていないため、その分の積み増しを要求している。

イ <訓練審査プログラムの段階制度について>

- ・ 情報収集任務に限定した訓練審査プログラムの具体的なイメージを教えてください。実任務中での訓練のイメージがつかない。
- 情報収集任務の機長として認められた方はまずは情報収集任務に就く。一定の技量が身に付いた後、消火任務に係る OJT 訓練を開始する。その後消火活動に係る審査を受け、通過した場合実際の消火活動において機長として運航することができるということを想定している。
- ・ プログラム・審査の進め方が段階的になっているのはよいが、実際は現段階でも各団体で段階的な審査は運用されているのではないか。各団体での区分けを参考に、本乗務要件・訓練審査プログラムの区分けを細分化した方が良いのではないか。
- ・ どの程度の規模の航空隊であればどの段階を適用できる等、想定があるようであれば伺いたい。
- ・ 本訓練審査プログラムは一から操縦者を養成することを考えた内容になっているように思われるが、実際はある程度の訓練を経た操縦者が運航団体に入る場合が多いように考えられる。
- 各運航団体で操縦士を養成して頂く形が理想であるが、運航委託をしている民間事業者とこの内容で合意し自治体と連携しながら養成を行っていくことで民間事業者においても持続的に経営できる形が理想である。

ウ <乗務要件・訓練審査プログラムの認定について>

- ・ 機長の任務を運航団体が定める場合、その内容に関して外部組織が審査することは想定しているか。
- 今回検討している乗務要件・訓練審査プログラムは各運航団体において参考となるメルクマールとなることを目指している。一方で運航団体が定める内容に明らかに問題がある場合は消防庁でフォローアップすることも考えられる。
- ・ 自主運航団体が乗務要件・訓練審査プログラムを定める際に事前にチェック機能はあるか。
- 今の法令では消防庁の事前のチェック・認定制度はない。

エ <訓練審査プログラムの内容について>

- ・ 資料で記載された訓練審査プログラムは新任のパイロットを対象とした内容と推察する。一方で近年事故を起こしているのはベテランパイロットであり、ベテランのパイロットを訓練するプログラムが必要なのではないか。その場合定期訓練の重要性が問題になるのではないか。
- ・ CRM の具体的内容を提示して頂けるか。
- 今年度より消防大学の航空隊長コースの中で 1 日かけて CRM を学ぶことになった。また全国航空消防防災協議会でも CRM の専門委員会を立ち上げ、消防防災ヘリにあった CRM を検討頂いている。年度末に CRM のマニュアルが作成される予定。

オ <「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムとの立て付け>

- ・ 「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」との関係を教えてほしい。
- 「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」は自家用運航となる消防防災ヘリを直接的に縛るものではない。本検討会においては、昨今の二人操縦士体制の整備等に向けて、消防防災ヘリに特化して乗務要件や訓練プログラムを検討していく。

カ <シミュレーター訓練について>

- ・ シミュレーション訓練について、プログラムの開発等に JAXA 所有の開発用シミュレーターを利用することを考えるとよい。
- ・ シミュレーター訓練の時間は飛行時間に含まれるか。
- 飛行時間にカウントできる訓練であればカウントして頂くことを考えている。

キ <乗務要件について>

- ・ 二人操縦士体制になった場合、1人当たりの飛行時間が少なくなり、機長の飛行時間の積み増しが難しくなる。飛行時間の緩和も考えて頂きたい。

**消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム検討会
委員等名簿**

【委員】

平 本 隆 帝京大学大学院 研究科総合工学専攻 教授 (座長)
小 林 恭 一 東京理科大学 総合研究院 教授
小 林 啓 二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 航空技術部門
次世代航空イノベーションハブ災害対応航空技術チーム
齊 藤 茂 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 チーフエンジニア室 客員
安 原 達 二 一般社団法人全日本航空事業連合会ヘリコプター部会運航委員会 副委員長
櫻 井 玲 子 エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 運航・訓練部 主席
加 藤 俊 之 東京消防庁 装備部 航空隊 参事兼航空隊長
有 田 浩 之 埼玉県 防災航空隊 航空隊長
井 上 久 徳 大阪市消防局 警防部 警防課 航空隊長
粕 谷 和 宏 千葉県消防局 警防部 航空課 課長補佐
川 名 俊 之 川崎市消防局 警防部 航空隊 担当係長
具 志 賢 治 名古屋市消防局 消防部 消防航空隊 航空係長

【アドバイザー】

梅 澤 大 輔 国土交通省 航空局 安全部 運航安全課 乗員政策室長

【オブザーバー】

全国航空消防防災協議会、防衛省、警察庁、海上保安庁

【事務局】

消防庁 国民保護・防災部 防災課 広域応援室